日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2012. 10 18

No.12-068

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

控訴理由書トピックシリーズ（その 6）

■ 控訴審（第 2 審）では控訴した原告は「控訴人」会社は「被控訴人」と表記

傷病基準の合理性の欠如について

「病気欠勤・休職等による基準」について、
その合理性を認めた原判決

運航乗務員において過去に病気欠勤・休職・乗務離脱・乗務制限があった期間は、「運航乗務員の本来の業務である運航業務に従事でき」なかったのであるから、また、乗務制限のあった期間は運航業務に「一定の制約下で従事していたので」、それらの事由がなかった者と相対的に比較すれば、過去の運航業務に対する貢献として劣る面があったといわざるを得ないし、将来の運航業務に対する貢献の想定にあたっても相対的に劣る可能性があると判断することは不合理ではないとした。

安全に対する企業理念や、
自ら申告を行ってきた運航乗務員への裏切り

これは安全運航に対して労使が培ってきた企業理念への裏切りであり、同時に、日常生活に支障なく、業務についても支障がないだろうと思える事由でも、自ら会社・産業医に申告を行い、結果として乗務中断等とされても率直にその措置に服することを是としてきた運航乗務員に対する裏切りでる。

会社さえも主張・立証していないことを裁判官が判断

原判決は、乗務制限を「一定の制約がある点で‥（それのない）運航乗務員との相対

的な比較」で「貢献度が劣っている」というわけだが、原審では、「相対的な比較」など、何もしていない。具体的にどう「劣っている」のか、何も明らかにされていない。被控訴人は何も主張・立証していない。したがって原判決も何ら具体的な事実を指摘することなく、何らの証拠も引用することなく、かく判示した。これは原審裁判官の全くの独善に基づく判示である。・・・本件人選基準が運航の安全に脅威を与えるもので被控訴人の法令上の義務違反となる

運航乗務員と産業医による不適切な行動は「にわかに想定し難い」と述べるだけの判決

原判決は、「多数の乗客乗員の生命や財産を預かる航空輸送に携わる者として高い職業倫理を有する運航乗務員や航空会社の産業医が、過去の整理解雇において上記基準が採用されたことから、本来行わなければならない判断を放棄して運航の安全に対する脅威となるような判断を行うといった事態はにわかに想定し難い」と、運航乗務員と産業医が不適切な行動はしないだろうと述べるだけで、控訴人らの主張を排斥した。

結果として自己申告しない事態が生じる恐れがあり、そういう職場環境を作ること自体が事業者としての義務違反

この判示は、幾重にも誤りを重ねている。・・・とりわけ運航乗務員において、自己の健康状態に不安・疑念がある場合、乗務を取りやめるか否かの判断に迷いや誤りを生じさせる職場環境となって、結果として不安・疑念があっても大丈夫だろうと判断して自己申告しない事態が生じる恐れがある、・・・「運航乗務員や航空会社の産業医」がどう行動するかにかかわらず、本件傷病基準で被解雇者を人選することが（被控訴人の航空法上の）義務違反となるかどうかの判断を欠落させてはならないのである。

運航の責任者も認めていた自己申告への影響

事実傷病基準が運航乗務員の自己申告への障害となるだろうことは、運航本部運航企画部の部長や運航本部長が、これらの懸念・不安について認める発言をしている。

【参考】

航空法１０３条.「本邦航空運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない」

運航乗務員が自己申告できなかった顕著な事例

２０１２年１月、・・・機長が、乗務前に乗務する機材の外観を目視で点検する作業中、凍結で足を滑らせ転倒した。顔面から血を流して現れた機長を見て、同僚たちは当然のことながら驚き「大丈夫か」と声をかけたが「大丈夫」と自ら答え、羽田まで乗務した。ところが同機長は到着後自力で歩けなくなり病院に搬送され、肋骨を骨折していたことがわかった。

２０１０年１１月２９日

（運航企画部 部長）「運航乗務員の特殊な勤務が人選基準に馴染まないというのは良く分かる。今回、はっきり言って禍根を残した。運航本部としてもこれを唯々諾々と呑んだわけではない。色々あって、これは全社的な中で同じ基準を出さざるを得ないということに立ち至ったという部分がある。」

２０１１年2月１５日

（組合）「（整理解雇などの人員調整策を経て）職場の運航乗務員は、今後（病気などで）乗務中断をしたらどうなるのかという不安の気持ちでいっぱい。（本部長は）その気持ちは理解するか？」

（運航本部長）「理解します」

（組合）「職場では、（健康状況について）「自己申告をしにくくなった」という声をよく聞く。産業医から乗務制限を指示されても「大丈夫です」と答えてしまうような環境にあるのでは？あるいは、産業医が乗務制限をつけることは職責として当然だが、その運航乗務員が全員退職または首を切られたことには産業医もつらい思いをされていて、乗務制限の付加に逡巡してしまうという話も聞こえてくる。つまり、（体調不良をおして）無理して飛ぶという環境ができてしまっているのではないかというのが職場全体の捉え方である。（本部長の認識を問う）」

（運航本部長）「そう思っています」